

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○建築基準法による道路位置の指定の取消し……………

…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…

### 告示

示（海区漁調）

○東京都八丈島近海漁場に設置した浮魚礁における漁業の制限……………

○東京海区におけるはご釣り漁業の制限……………

### 公 告

○地籍図及び地籍簿の作成……………

…（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…

○開発行為に関する工事完了……………

…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………

…（産業労働局商工部地域産業振興課）…

○東京都指定給水装置工事業者の事業廃止……………

…（水道局）…

○東京都指定給水装置工事業者の事業休止……………

…（同）…

○令和三年度危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施……………

…（東京消防庁）…

○令和三年度防火管理講習及び防災管理講習の実施……………

…（同）…

## 告 示

### ●東京都告示第五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年一月二十六日

東京都多摩建築指導事務局長

浅井 勉

取消しに係る道路の種類  
取消年月日  
取消しに係る道路の位置  
取消しに係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和三年一月十三日	羽村市川崎一丁目三百二十番四及び同番八の各一部	延長二〇・〇メートル 幅員四・二〇メートル
----------------------	-----------	-------------------------	--------------------------

## 告 示（海区漁調）

### ●東京漁調指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、東京都八丈島近海漁場に設置した浮魚礁における漁業について、次のとおり制限する。

令和三年一月二十六日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

（定義）

一 この指示において「浮魚礁」とは、東京都八丈町が八丈島近海漁場に設置した次に掲げる浮魚礁をいう。

(一) 八丈小島の南西約九千メートル（アンカー設置位置は、北緯三十三度三分十八・五四秒（測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十一条第三項に規定する世界測地系による。以下同じ。）、東経百三十九度三十八分三・〇六秒の位置）に設置した第一浮魚礁

(二) 八丈島の南南東約一万六千四百メートル（アンカー設置位置は、北緯三十二度五十五分八・一〇秒、東経百三十九度五十五分十八・三〇秒の位置）に設置した第二浮魚礁

(三) 八丈島の東北東約一万六千メートル（アンカー設置位置は、北緯三十三度十二分〇・一二秒、東経百三十九度五十七分三十・三〇秒の位置）に設置した第三浮魚礁

(四) 八丈小島の北西約八千七百メートル（アンカー設置位置は、北緯三十三度十分四十六・八六秒、東経百三十九度三十六分二十二・〇八秒の位置）に設置した第六浮魚礁

（浮魚礁の漁場範囲）

二 浮魚礁の漁場範囲は、次の区域とする。

(一) 第一浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯三十三度三分三十六秒、東経百三十九度三十七分三十六秒の点

ロ 北緯三十三度三分三十六秒、東経百三十九度三十八分四十八秒の点

ハ 北緯三十三度二分三十秒、東経百三十九度三十八

分四十八秒の点

ニ 北緯三十三度二分三十秒、東経百三十九度三十七分三十六秒の点

(二) 第二浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯三十二度五十五分四十一秒、東経百三十九度五十四分三十九秒の点

ロ 北緯三十二度五十五分四十一秒、東経百三十九度五十五分五十七秒の点

ハ 北緯三十二度五十四分三十五秒、東経百三十九度五十五分五十七秒の点

ニ 北緯三十二度五十四分三十五秒、東経百三十九度五十四分三十九秒の点

(三) 第三浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯三十三度十二分三十三秒、東経百三十九度五十六分五十一秒の点

ロ 北緯三十三度十二分三十三秒、東経百三十九度五十八分九秒の点

ハ 北緯三十三度十一分二十七秒、東経百三十九度五十八分九秒の点

ニ 北緯三十三度十一分二十七秒、東経百三十九度五十六分五十一秒の点

(四) 第六浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯三十三度十一分二十秒、東経百三十九度三十五分四十三秒の点

ロ 北緯三十三度十一分二十秒、東経百三十九度三十

七分一秒の点

ハ 北緯三十三度十分十四秒、東経百三十九度三十七分一秒の点

ニ 北緯三十三度十分十四秒、東経百三十九度三十五分四十三秒の点

(操業の制限)  
三 浮魚礁の漁場範囲における操業の制限は、次のとおりとする。

(一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用して操業をしてはならない。

(二) 令和三年二月一日から同年六月三十日までは、八丈支庁管内所属船舶による操業を優先とする。

(三) 操業は、日の出から日没までの間とする。  
(操業方法等)

四 浮魚礁の漁場範囲における操業方法は、次のとおりとする。

(一) 操業方法は、ひき縄漁業及び一本釣り漁業(かつお一本釣りを除く。)に限るものとし、それ以外の網漁業、はえ縄漁業等の操業方法は、禁止とする。

(二) 複数の船舶が操業する場合は、互いに連絡を取り合い、円滑かつ安全に操業するよう努めなければならない。

い。

(三) 浮魚礁を基点に、その周囲を旋回してひき縄漁業を操業する場合は、船舶の旋回の方向は時計回りで行うものとする。

(四) ひき縄漁業を操業する場合は、トップ竿トッポウサジの使用は禁止とする。ただし、地元船舶は、かつお以外の操業時に限り使用することができる。

(指示の有効期間)

五 この指示の有効期間は、令和三年二月一日から令和四年一月三十一日までとする。

●東京漁調指示第二号

東京海区(伊豆諸島海域に限る。)におけるはご釣り漁業(こませ袋を備えた「はご」を使用し、たい、ひらまさ、かんばち、しまあじ、いさぎ、うめいろ及びあかはたを釣ることを目的とする漁業をいう。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。  
令和三年一月二十六日  
東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。ただし、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が漁業調整上特に支障がないと認めた場合は、この限りでない。

(一) 総トン数十トン以上の船舶を使用する操業(東京都所属船舶については、総トン数十五トン以上の船舶を使用する操業)

(二) 夜間(日没から日の出までの間をいう。)の操業

(承認操業)

二 大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島(大野原島を含む。)、御蔵島(藪灘波島を含む。)、

八丈島(八丈小島を含む)、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び孀婦岩の各最大高潮時海岸線から千五百メートル以内の海域において、総トン数三トン以上の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに委員会の承認を受けなければならない。

(一) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百五十隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

- 東京都 百六十隻
- 神奈川県 八十隻
- 千葉県 四十隻
- 静岡県 五十二隻
- その他の県 十八隻

(二) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(三) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和四年四月二十八日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、令和三年三月一日から令和四

年二月二十八日までとする。

公 告

地籍図及び地籍簿の作成について

小笠原村の一部地域内の土地について、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)による地籍調査を実施し、地籍図及び地籍簿を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。

なお、当該地籍図及び地籍簿を、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和三年一月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 地籍図及び地籍簿の名称  
小笠原村父島字二子・小曲地区の一部の地籍図及び地籍簿
- 二 地籍図は、令和二年三月に測量して作成したものであり、地籍簿は、令和二年一月九日現在の状況により作成したものである。
- 三 閲覧期間及び閲覧時間  
閲覧期間は、令和三年二月三日(水曜日)から同月二十二日(月曜日)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の二十日間とし、閲覧時間は、当該期間中の午前九時から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後五時までとする。
- 四 閲覧場所  
小笠原村役場

五 訂正の申出

- (一) 閲覧の結果、誤り等があると認める者は、閲覧期間内に東京都に対し、訂正の申出をすることができる。
- (二) 誤り等訂正の申出は、書面によることとする。
- (三) 誤り等訂正申出書の用紙は、請求に基づき閲覧場所で交付する。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年一月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称 許可を受けた者の  
住所及び氏名

小金井市前原町三丁目千五百九十四番 小金井市緑町五丁目六番五十四番 号

株式会社ムサシノ住建

代表取締役 山崎 勝士

東久留米市下里五丁目五百四十四番 練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

一建設株式会社

代表取締役 堀口 忠美

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年一月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和三年一月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 JR町田駅ビル
- 二 店舗所在地 町田市原町田六丁目一番十一号
- 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社シッブスほか五十三名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社シッブスほか四十七名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ジョンマスタートオーガニックグループほか二名
- 八 変更前の小売業者の住所 港区赤坂八丁目一番十九号(株式会社ユニテッドアローズ)
- 九 変更後の小売業者の住所 渋谷区神宮前三丁目二十八番一号(株式会社ユニテッドアローズ)
- 十 変更前の小売業者の代表者名 アレックス・エメリー(株式会社ジョンマスタートオーガニックグループ)ほか
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 野田 義宗(株式会社ジョンマスタートオーガニックグループ)ほか

十二 変更日 令和二年十月十六日ほか

十三 届出日 令和二年十二月十一日

十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間 令和三年一月二十六日から同年五月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 サミットストア羽衣いちよう通り店
- 二 店舗所在地 立川市羽衣町一丁目十九番十二号
- 三 設置者名 三井住友ファイナンス&リース株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目三番二号
- 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社
- 六 変更前の小売業者の代表者名 竹野 浩樹
- 七 変更後の小売業者の代表者名 服部 哲也
- 八 変更日 令和二年四月一日
- 九 届出日 令和二年十二月十四日
- 十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十一 縦覧期間 令和三年一月二十六日から同年五月

月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 HANEDA INNOVATION CITY
- 二 店舗所在地 大田区羽田空港一丁目十番の二ほか
- 三 設置者名 羽田みらい特定目的会社
- 四 設置者住所 中央区日本橋兜町五番一号
- 五 変更前の設置者住所 中央区日本橋二丁目一番十四号
- 六 変更後の設置者住所 中央区日本橋兜町五番一号
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 山崎製パン株式会社ほか未定
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ビッグウイングほか二名
- 九 変更日 令和二年十一月二十八日ほか
- 十 届出日 令和二年十二月十五日
- 十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十二 縦覧期間 令和三年一月二十六日から同年五月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一

時までを除く。

令和三年一月二十六日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一〇二〇五号

一 店舗名 新宿M-I-S-Q-U-A-R-E

二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目八百七番一ほか

三 設置者名 株式会社S M B C信託銀行

四 設置者住所 港区西新橋一丁目三番一号

五 変更前の店舗名 (仮称) 新宿三丁目プロジェクト

六 変更後の店舗名 新宿M-I-S-Q-U-A-R-E

七 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定

八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ケリング・ジャパン

九 変更日 平成三十年四月六日ほか

十 届出日 令和二年十二月十七日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間 令和三年一月二十六日から同年五月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

指定番号	商号	代表者	住所	廃止年月日
五七九三	日新興業株式会社	小泉 裕子	荒川区南千住七丁目十五番十一号	令和元年十月二十日
六二〇八	三栄設備工業所	小林 栄一	八王子市東中野五十三番地六	令和二年六月四日
九二二	有限会社篠塚工業所	篠塚 幸樹	目黒区中根二丁目四番十二号	同年九月十日
九四三四	株式会社フジサワ	渡部 三男	埼玉県さいたま市桜区大字大久保領家五百十番地十	同年十一月三十日
一〇一四	有限会社シユン事務所	江口 涼平	武蔵村山市三ツ木二丁目二十七番地の十五	同年十二月一日
三四四六	岩瀬設備工業所	豊島 末吉	板橋区高島平二丁目五番十四号	同月二十四日
五八六五	高須設備	高須 一人	埼玉県富士見市鶴瀬東二丁目十一番四十四号	同日
六〇九六	関山設備	関山 雅明	北区滝野川七丁目四十八番十五号	同日
九六四二	さわやか水道サービス	稲垣 和也	神奈川県横浜市中区築区中川一丁目十七番二十	同日

一〇〇〇 S-I-P-L 及川 拓紀 江戸川区松島二丁目三十二番十六号

四 r u m b e 号

五二一五 ミズテック株式会社 加藤 貴志 神奈川県綾瀬市深谷上一丁目五番一号

五四八二 フォーラ イフ 関根 敏夫 北区上十条五丁目一番十号コーポミナカ三〇一

五九八七 有限会社 檜井 公美 神奈川県横浜市瀬谷区阿久和南二丁目十一番地十五

東京都指定給水装置工事事業者の事業休止について

水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の休止の届出があった。

令和三年一月二十六日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号 五七九四

商号 有限会社 岩立水管

代表者 岩田 清彦

住所 足立区西新井本町一丁目二十四番二十六号

休止年月日 令和二年十二月八日

<p>令和3年度危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施について</p> <p>消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習及び同法第17条の10に規定する消防設備士講習をそれぞれ次のとおり行う。</p> <p>令和3年1月26日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>1 危険物取扱者保安講習の実施場所、区分及び実施日 東京消防庁消防技術試験講習場 千代田区外神田四丁目14番4号</p>																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">実施日</th> </tr> <tr> <th>令和3年5月</th> <th>6日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1 給油取扱所</td> <td>同年 6月</td> <td>17日</td> </tr> <tr> <td>同年 8月</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>同年 9月</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>同年 11月</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>同年 12月</td> <td>20日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和4年1月</td> <td>29日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同年 3月</td> <td>14日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和3年5月</td> <td>17日</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第2 製造取扱所 製一般取扱所</td> <td>同年 7月</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>同年 9月</td> <td>16日</td> </tr> <tr> <td>同年 11月</td> <td>11日</td> </tr> <tr> <td>令和4年2月</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>令和4年3月</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>第3 屋外タンク貯蔵所 屋内タンク貯蔵所</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施日		令和3年5月	6日	第1 給油取扱所	同年 6月	17日	同年 8月	10日	同年 9月	30日	同年 11月	4日	同年 12月	20日		令和4年1月	29日		同年 3月	14日		令和3年5月	17日	第2 製造取扱所 製一般取扱所	同年 7月	10日	同年 9月	16日	同年 11月	11日	令和4年2月	2日	令和4年3月	7日	第3 屋外タンク貯蔵所 屋内タンク貯蔵所			<table border="1"> <thead> <tr> <th>移送取扱所</th> <th>令和3年5月</th> <th>24日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第4 地下タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所</td> <td>同年 6月</td> <td>28日</td> </tr> <tr> <td>同年 8月</td> <td>16日</td> </tr> <tr> <td>同年 10月</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>同年 11月</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>令和4年2月</td> <td>13日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同年 3月</td> <td>22日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5 屋内タンク貯蔵所 簡易タンク貯蔵所 屋外売買取扱所</td> <td>令和3年5月</td> <td>31日</td> </tr> <tr> <td>同年 8月</td> <td>23日</td> </tr> <tr> <td>同年 10月</td> <td>20日</td> </tr> </tbody> </table>	移送取扱所	令和3年5月	24日	第4 地下タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所	同年 6月	28日	同年 8月	16日	同年 10月	10日	同年 11月	30日	令和4年2月	13日		同年 3月	22日	第5 屋内タンク貯蔵所 簡易タンク貯蔵所 屋外売買取扱所	令和3年5月	31日	同年 8月	23日	同年 10月	20日														
区分		実施日																																																																												
	令和3年5月	6日																																																																												
第1 給油取扱所	同年 6月	17日																																																																												
	同年 8月	10日																																																																												
	同年 9月	30日																																																																												
	同年 11月	4日																																																																												
	同年 12月	20日																																																																												
	令和4年1月	29日																																																																												
	同年 3月	14日																																																																												
	令和3年5月	17日																																																																												
第2 製造取扱所 製一般取扱所	同年 7月	10日																																																																												
	同年 9月	16日																																																																												
	同年 11月	11日																																																																												
	令和4年2月	2日																																																																												
	令和4年3月	7日																																																																												
第3 屋外タンク貯蔵所 屋内タンク貯蔵所																																																																														
移送取扱所	令和3年5月	24日																																																																												
第4 地下タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所	同年 6月	28日																																																																												
	同年 8月	16日																																																																												
	同年 10月	10日																																																																												
	同年 11月	30日																																																																												
	令和4年2月	13日																																																																												
	同年 3月	22日																																																																												
第5 屋内タンク貯蔵所 簡易タンク貯蔵所 屋外売買取扱所	令和3年5月	31日																																																																												
	同年 8月	23日																																																																												
	同年 10月	20日																																																																												
<p>2 消防設備士講習の実施場所、区分及び実施日 東京消防庁消防技術試験講習場 千代田区外神田四丁目14番4号</p>																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">実施日</th> </tr> <tr> <th>令和3年6月</th> <th>24日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特殊消防 用設備等</td> <td>同年 10月</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>令和4年1月</td> <td>31日</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">甲種特類</td> <td>令和3年5月</td> <td>20日</td> </tr> <tr> <td>同年 6月</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>同年 7月</td> <td>8日</td> </tr> <tr> <td>同年 9月</td> <td>8日</td> </tr> <tr> <td>同年 10月</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">甲種第1類 甲種第2類 甲種第3類</td> <td>同年 11月</td> <td>15日</td> </tr> <tr> <td>同年 12月</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>令和4年1月</td> <td>14日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">乙種第1類 乙種第2類 乙種第3類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施日		令和3年6月	24日	特殊消防 用設備等	同年 10月	12日	令和4年1月	31日	甲種特類	令和3年5月	20日	同年 6月	7日	同年 7月	8日	同年 9月	8日	同年 10月	4日	甲種第1類 甲種第2類 甲種第3類	同年 11月	15日	同年 12月	5日	令和4年1月	14日	乙種第1類 乙種第2類 乙種第3類							消火設備			<table border="1"> <thead> <tr> <th>警報設備</th> <th>甲種第4類 乙種第4類 乙種第7類</th> <th>同年 2月</th> <th>17日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">避難設備 ・消火器</td> <td rowspan="15">甲種第5類 乙種第5類 乙種第6類</td> <td>同年 3月</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>令和3年5月</td> <td>27日</td> </tr> <tr> <td>同年 6月</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>同年 7月</td> <td>14日</td> </tr> <tr> <td>同年 8月</td> <td>19日</td> </tr> <tr> <td>同年 9月</td> <td>21日</td> </tr> <tr> <td>同年 10月</td> <td>17日</td> </tr> <tr> <td>同年 11月</td> <td>8日</td> </tr> <tr> <td>同年 12月</td> <td>16日</td> </tr> <tr> <td>令和4年1月</td> <td>20日</td> </tr> <tr> <td>同年 2月</td> <td>28日</td> </tr> <tr> <td>同年 3月</td> <td>25日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	警報設備	甲種第4類 乙種第4類 乙種第7類	同年 2月	17日	避難設備 ・消火器	甲種第5類 乙種第5類 乙種第6類	同年 3月	10日	令和3年5月	27日	同年 6月	10日	同年 7月	14日	同年 8月	19日	同年 9月	21日	同年 10月	17日	同年 11月	8日	同年 12月	16日	令和4年1月	20日	同年 2月	28日	同年 3月	25日									
区分		実施日																																																																												
	令和3年6月	24日																																																																												
特殊消防 用設備等	同年 10月	12日																																																																												
	令和4年1月	31日																																																																												
甲種特類	令和3年5月	20日																																																																												
	同年 6月	7日																																																																												
	同年 7月	8日																																																																												
	同年 9月	8日																																																																												
	同年 10月	4日																																																																												
甲種第1類 甲種第2類 甲種第3類	同年 11月	15日																																																																												
	同年 12月	5日																																																																												
	令和4年1月	14日																																																																												
乙種第1類 乙種第2類 乙種第3類																																																																														
消火設備																																																																														
警報設備	甲種第4類 乙種第4類 乙種第7類	同年 2月	17日																																																																											
避難設備 ・消火器	甲種第5類 乙種第5類 乙種第6類	同年 3月	10日																																																																											
		令和3年5月	27日																																																																											
		同年 6月	10日																																																																											
		同年 7月	14日																																																																											
		同年 8月	19日																																																																											
		同年 9月	21日																																																																											
		同年 10月	17日																																																																											
		同年 11月	8日																																																																											
		同年 12月	16日																																																																											
		令和4年1月	20日																																																																											
		同年 2月	28日																																																																											
		同年 3月	25日																																																																											
<p>3 受講申請の受付場所、受付時間及び受付期間</p> <p>(1) 受付場所 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、</p>																																																																														

消防分署及び消防出張所

- (2) 受付時間  
午前8時30分から午後4時30分まで
- (3) 受付期間

令和3年2月1日（月曜日）から各講習日の7日前まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。各講習日の受付期間の最終日が休日の場合は、直後の休日以外の日まで）

なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。

4 問合せ先

- (1) 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所
- (2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）

5 その他

受講申請用の書類は、受付場所配布する。

令和3年度防火管理講習及び防災管理講習の実施について

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習及び同項第2号イに規定する乙種防火管理講習並びに同令第47条第1項第1号に規定する防災管理講習を次のとおり行う。

令和3年1月26日

東京消防庁  
消防総監 安藤俊雄

1 講習の区分

甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習（以下「防火・防災管理新規講習」という。）、防災管理新規講習、乙種防火管理講習、甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習（以下「防火・防災管理再講習」という。）並びに甲種防火管理再講習

2 各講習の実施場所及び実施日

- (1) 東京消防庁消防技術試験講習場  
千代田区外神田四丁目14番4号

ア 防火・防災管理新規講習

講習の実施日	
令和3年4月	6日 7日 8日 9日 10日 11日 12日 13日 14日 15日 16日 17日 18日 19日 20日 21日 22日 23日 24日 25日 26日 27日 28日 29日 30日
同年5月	1日 2日 3日 4日 5日 6日 7日 8日 9日 10日 11日 12日 13日 14日 15日 16日 17日 18日 19日 20日 21日 22日 23日 24日 25日 26日 27日 28日 29日 30日
同年6月	1日 2日 3日 4日 5日 6日 7日 8日 9日 10日 11日 12日 13日 14日 15日 16日 17日 18日 19日 20日 21日 22日 23日 24日 25日 26日 27日 28日 29日 30日

同年7月	21日 22日 23日 24日 25日 26日 27日 28日 29日 30日	1日 2日 3日 4日 5日 6日 7日 8日 9日 10日 11日 12日 13日 14日 15日 16日 17日 18日 19日 20日 21日 22日 23日 24日 25日 26日 27日 28日 29日 30日
同年8月	1日 2日 3日 4日 5日 6日 7日 8日 9日 10日 11日 12日 13日 14日 15日 16日 17日 18日 19日 20日 21日 22日 23日 24日 25日 26日 27日 28日 29日 30日	1日 2日 3日 4日 5日 6日 7日 8日 9日 10日 11日 12日 13日 14日 15日 16日 17日 18日 19日 20日 21日 22日 23日 24日 25日 26日 27日 28日 29日 30日
同年9月	1日 2日 3日 4日 5日 6日 7日 8日 9日 10日 11日 12日 13日 14日 15日 16日 17日 18日 19日 20日 21日 22日 23日 24日 25日 26日 27日 28日 29日 30日	1日 2日 3日 4日 5日 6日 7日 8日 9日 10日 11日 12日 13日 14日 15日 16日 17日 18日 19日 20日 21日 22日 23日 24日 25日 26日 27日 28日 29日 30日
同年10月	1日 2日 3日 4日 5日 6日 7日 8日 9日 10日 11日 12日 13日 14日 15日 16日 17日 18日 19日 20日 21日 22日 23日 24日 25日 26日 27日 28日 29日 30日	1日 2日 3日 4日 5日 6日 7日 8日 9日 10日 11日 12日 13日 14日 15日 16日 17日 18日 19日 20日 21日 22日 23日 24日 25日 26日 27日 28日 29日 30日

	19日 20日 28日 29日	25日 26日	26日 27日	27日 28日
	1日 2日	6日 7日	8日 9日	9日 10日
同年 11月	13日 14日 24日 25日	15日 16日 27日 28日	16日 17日 29日 30日	17日 18日
同年 12月	1日 2日 11日 12日	4日 5日 13日 14日	6日 7日 14日 15日	7日 8日 15日 16日
同年 12月	18日 19日	19日 20日		
	6日 7日 17日 18日	8日 9日 18日 19日	11日 12日 19日 20日	12日 13日 24日 25日
令和4年1月	25日 26日	29日 30日		
	1日 2日	3日 4日	7日 8日	8日 9日
同年 2月	12日 13日	14日 15日	15日 16日	16日 17日
	19日 20日	21日 22日		
	1日 2日	3日 4日	7日 8日	8日 9日
同年 3月	9日 10日	14日 15日	15日 16日	16日 17日

なお、上記講習は、それぞれ2日間にわたって行う。

	19日 20日	22日 23日	23日 24日	24日 25日
--	------------	------------	------------	------------

イ 防災管理新規講習

講習の実施日	
令和3年5月	7日
同年 8月	11日
同年 11月	11日
令和4年2月	14日

ウ 乙種防火管理講習

講習の実施日	
令和3年5月	10日
同年 7月	11日
同年 8月	19日
同年 10月	8日
同年 11月	26日
令和4年1月	14日
同年 2月	12日

エ 防火・防災管理再講習

講習の実施日	
令和3年6月	16日
同年 8月	18日
同年 9月	9日
同年 10月	11日

同年 12月	9日
令和4年1月	24日
同年 2月	1日
同年 3月	19日

オ 甲種防火管理再講習

講習の実施日	
令和3年5月	24日
同年 8月	25日
同年 9月	11日
同年 11月	4日
同年 12月	20日
令和4年2月	2日
同年 3月	20日

(2) 東京消防庁立川都民防災教育センター

立川市泉町1156番地の1

ア 防火・防災管理新規講習

講習の実施日				
令和3年4月	5日 6日	12日 13日	19日 20日	26日 27日
同年 5月	10日 11日	15日 16日	18日 19日	23日 24日
同年 6月	1日 2日 28日 29日	5日 6日	14日 15日	21日 22日
同年 7月	3日 4日	12日 13日	19日 20日	27日 28日

同年 8月	2日	7日	16日	23日
	3日	8日	17日	24日
同年 9月	6日	13日	18日	27日
	7日	14日	19日	28日
同年 10月	2日	4日	11日	18日
	3日	5日	12日	19日
	25日			
同年 11月	1日	8日	15日	20日
	2日	9日	16日	21日
	29日			
同年 12月	14日	20日	25日	
	15日	21日	26日	
令和4年1月	8日	17日	24日	29日
	9日	18日	25日	30日
同年 2月	1日	14日	19日	21日
	2日	15日	20日	22日
	26日			
同年 3月	7日	12日	14日	19日
	8日	13日	15日	20日
	22日			

なお、上記講習は、それぞれ2日間にわたって行う。

イ 防災管理新規講習

講習の実施日	
令和3年6月	11日

同年 9月	10日
同年 12月	18日
令和4年3月	11日

ウ 乙種防火管理講習

講習の実施日	
令和3年4月	28日
同年 5月	29日
同年 6月	25日
同年 9月	21日
同年 11月	5日
同年 12月	22日
令和4年3月	1日

エ 防火・防災管理再講習

講習の実施日	
令和3年5月	14日
同年 7月	17日
同年 11月	22日
令和4年2月	8日

オ 甲種防火管理再講習

講習の実施日	
令和3年4月	22日
同年 7月	6日
同年 10月	13日
令和4年1月	14日
同年 3月	25日

(3) 東京消防庁本所都民防災教育センター

墨田区横川四丁目6番6号

ア 防火・防災管理新規講習

講習の実施日		
令和3年4月	12日	
	13日	
同年 5月	13日	
	14日	
同年 6月	10日	
	11日	
同年 7月	8日	
	9日	
同年 8月	12日	
	13日	
同年 9月	9日	
	10日	
同年 10月	7日	
	8日	
同年 11月	11日	25日
	12日	26日
同年 12月	9日	23日
	10日	24日
令和4年1月	13日	
	14日	
同年 3月	10日	
	11日	

なお、上記講習は、それぞれ2日間にわたって行う。

イ 防災管理新規講習

講習の実施日	
--------	--

令和3年4月	20日
同年 7月	13日
同年 10月	14日
令和4年1月	18日

ウ 乙種防火管理講習

講習の実施日	
令和3年4月	9日
同年 6月	8日
同年 7月	30日
同年 9月	3日
同年 10月	22日
同年 12月	7日
令和4年1月	25日
同年 3月	18日

エ 防火・防災管理再講習

講習の実施日	
令和3年4月	26日
同年 5月	27日
同年 6月	29日
同年 7月	29日
同年 9月	28日
同年 11月	5日
令和4年1月	11日
同年 2月	15日
同年 3月	8日
	22日

オ 甲種防火管理再講習

講習の実施日	
令和3年5月	7日
同年 6月	18日
同年 7月	26日
同年 9月	30日
同年 11月	24日
令和4年2月	10日
	22日
同年 3月	7日

3 受講申請の受付場所、受付時間及び受付期間

- (1) 受付場所  
都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所
  - (2) 受付時間  
午前8時30分から午後4時30分まで
  - (3) 受付期間  
令和3年2月1日（月曜日）から各講習開始日の前日午後3時まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。各講習日の受付期間の最終日が休日の場合は、直前の休日以外の日の午後3時まで）  
なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。
- 4 問合せ先
- (1) 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所
  - (2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-

3255-2945)

5 その他

受講申請用の書類は、受付場所で配布する。

令和3年度自衛消防技術試験の実施について  
火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第62条の4の規定により、自衛消防技術試験を次のとおり行う。

令和3年1月26日

東京消防庁

消防総監 安 藤 俊 雄

1 試験の実施場所及び実施日

- (1) 東京消防庁消防技術試験講習場  
千代田区外神田四丁目14番4号

試験の実施日		
令和3年4月	9日	17日
同年 5月	14日	21日
同年 6月	11日	18日
同年 7月	9日	17日
同年 8月	13日	20日
同年 9月	10日	17日
同年 10月	9日	15日
同年 11月	5日	12日
同年 12月	3日	10日
令和4年1月	15日	21日
同年 2月	10日	18日
同年 3月	11日	18日
		28日

- (2) 東京消防庁立川都民防災教育センター

立川市泉町1156番地の1

試験の実施日	
令和3年4月	7日 14日
同年 5月	12日 26日
同年 6月	9日 23日
同年 7月	7日 14日
同年 8月	11日 18日
同年 9月	8日 22日
同年 10月	6日 20日
同年 11月	10日 17日
同年 12月	8日
令和4年1月	12日 26日
同年 2月	9日
同年 3月	2日

2 受験申請の受付場所、受付時間及び受付期間

(1) 受付場所

都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 受付時間

午前8時30分から午後4時30分まで

(3) 受付期間

令和3年2月1日（月曜日）から各試験日の5日前まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。各試験日の受付期間の最終日が休日の場合は、直後の休日以外の日まで）

なお、各試験の受験申請者が定員に達した場合は、

締め切るものとする。

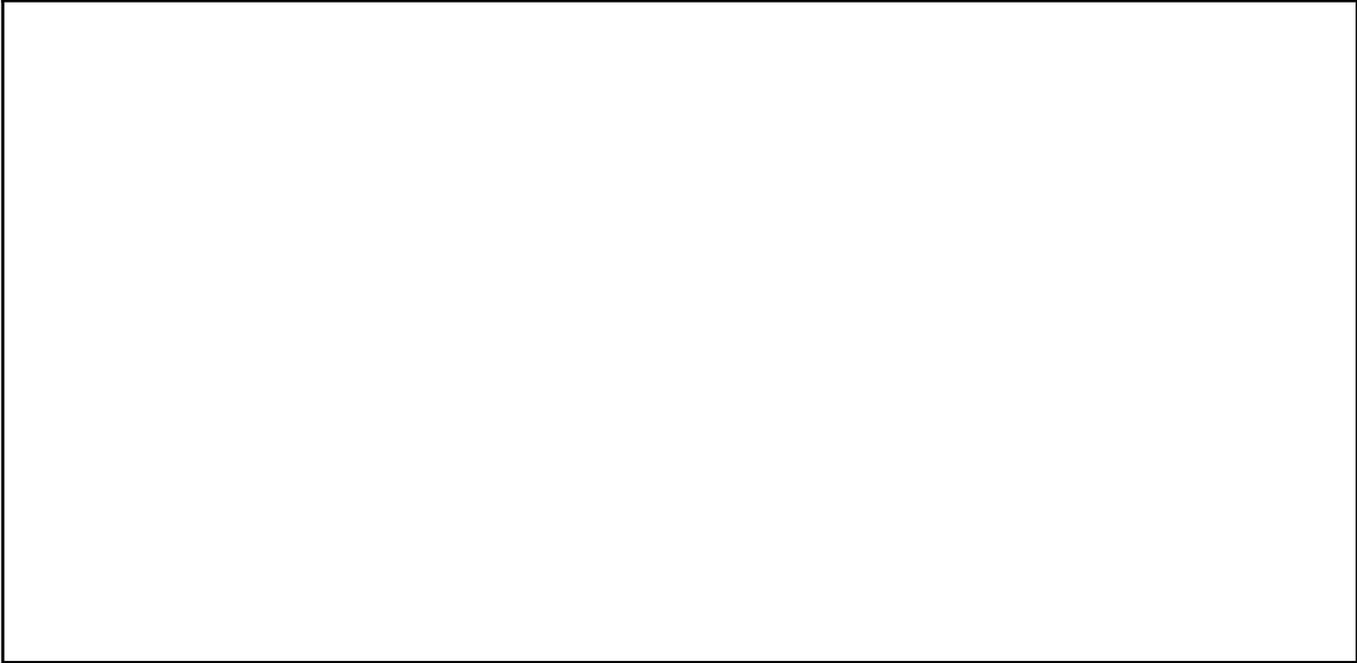
3 問合せ先

(1) 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）

4 その他

受験申請用の書類は、受付場所にて配布する。



発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

